

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：プライスウォーターハウスクーパース大連事務所

## 「2007年度の税務・会計制度の“総点検”とJ-SOX法対応」 セミナー要旨・質疑応答集

開催場所：大連（2007年12月13日）

### <セミナー要旨>

#### 1. 「中国企業所得税法の改正」

2007年3月16日に新企業所得税法が公布されましたが、それに伴い、2008年12月6日付で同12月11日ようやく待たれていた新企業所得税法実施条例（以下、“実施条例”）が公布されました。セミナーでは、このタイムリーな公布内容について、その概要と今後の影響について講演しました。

##### 1) 背景

2007年3月16日の新企業所得税法公布から2008年1月1日の施行までに至る経緯を時系列で説明し、また、外国投資企業・外国企業、いわゆる外資企業と内資企業それぞれに適用されていた税法から新企業所得税法に至るまでの発展過程についても説明をしました。更に、なぜこの時期に所得税法統一が実施され、またその内容に至ったかについて、中国経済の実情と発展目標に照らして、説明を行いました。

##### 2) 優遇税制

地域的優遇から産業・プロジェクト優遇への転換がはかられていますが、詳細な優遇税制の内容とその対象産業やプロジェクトについて、実施条例の規定に沿って、その詳細を説明しました。ポイントは、優遇税制はインフラ整備事業、省エネルギー、水資源保全活動や環境保護活動やハイテク産業が主に対象となります。そして、経過措置については実施条例では規定されませんでした。事前入手した確かな情報により、その内容を説明しました。

##### 3) 費用控除規定

従来、外国投資企業・外国企業に適用されていた費用控除規定が、実施条例ではいくつか変更されましたが、その内容について説明を行いました。主な変更点としては、広告宣伝費や交際費の費用控除規定、また固定資産については、資産化基準の変更や開業費などの長期繰延資産の償却期間の変更があげられます。

##### 4) 租税回避防止措置

実施条例では移転価格に係る条文が多数盛り込まれましたが、今後まもなく公布予定の移転価格同時文書化規定は実施条例を軸にそのガイドラインとして機能することになると思われます。また、移転価格以外の新概念として、コストシェアリング、タックスヘイブン税制、

過少資本税制などがありますが、これらについても詳細なガイドラインや補足通達の公布が待たれます。とりわけ、過小資本税制については、負債資本比率に係る条文が最終版では削除されたことを説明しました。

#### 5) その他の規定

「居住者企業」の認定基準について説明しました。実施条例では、生産、オペレーション、人事、会計及び資産について、実質的で全体的な管理及びコントロールを行っている場所であると規定していますが、中国国外で会社機能を確立している場合、中国で居住者企業として認定される可能性は低いと考えることを説明しました。また、企業再編制度に係る規定については、実施条例の草稿段階では多数含まれていたものの、最終的にはすべて削除されたために、今後、そのガイドラインや補足通達が待たれることを説明しました。

#### 6) 対応のポイント

商業上の条件があれば、優遇税制を適用できる可能性を評定し、税効率を最大化するために所得税及び流通税の観点からサプライチェーンアレンジメントを再検討することが重要です。また、移転価格の関連資料を見直し、移転価格書類提出の要求に備え、国際法と並んだ一般的な租税回避措置規定に留意することも必要です。そして、実施条例の不明点を理解するために、これから公布される関連規定に留意する必要があります。

#### 2. 「2007年 税務重要通達及び最新動向」

2007年に公布された移転価格、個人所得税、増値税、加工貿易、租税条約、保税監督管理区域などの重要通達について説明を行いました。

#### 3. 「中国新会計基準と国際会計基準の主要な会計処理のポイント」

2007年1月1日に中国上場企業を対象に施行開始となった新会計準則の重要ポイントについて、実際の計算事例も踏まえて説明を行いました。新会計準則は国際会計基準に沿ったものであり、近い将来、外国投資企業も適用対象になる予定です。今回取り上げた内容は、税効果の会計処理、固定資産にかかる借入利息の資産化、デリバティブ取引の会計処理、有給休暇引当金の計算などです。

#### < 質疑応答集 >

Q1: 2008年1月1日施行の「労働契約法」での「経済補償金」引当に伴う税務・会計上の処理方法。

A1: 会計上の引当基準は、合理的な見積もりが可能かどうかです。「経済補償金」は、将来、予測なく発生するため見積もりは不可能です。また、税務上は、引当金については損金として取り扱うことはできません。

Q2: J-SOX法への対応について他社事例をお聞きしたい。

A2: 詳細は、添付資料の「中国子会社（在中国日系企業）の内部統制整備プロジェクト推進

上の留意点<傾向と対策>」をご参照の上、別途資料を送付させていただきます。

Q3： 個人所得税を計算する上で、非居住者の董事長は183日基準が適用されず滞在日数による按分計算によって個人所得税を計算すると聞いたことがあります。毎月4日～5日程度中国に来ている場合は、一般的には納税されているのでしょうか？ また、日本の会社で役員報酬を支給されている場合、中国での納税に取り扱い上の違いがありますか？

A3： 董事長の所得の種類としては、通常の給与所得と役員報酬にあたる董事報酬があります。給与所得については、毎月4日～5日程度中国に来ているという状況においては中国での滞在期間が183日以下となるため、日中租税協定上の短期滞在者の規定が適用されることとなります。よって、中国の現地法人が給与所得を負担していない、もしくは日本本社から費用の付け替えが行われていない場合は、中国で納税義務が発生しないこととなります。一方、董事報酬については、中国の現地法人から支給された場合、中国での滞在日数にかかわらず、全額、労務報酬所得として中国で課税されることとなります。これは、日本の役員報酬が日本で課税できる取り扱いと同様です。

以上